

議会事務局	受付番号	令和 8 年第 / 号
	受付日	令和 8 年 4 月 23 日
	送付日	令和 年 月 日
	回答受理日	令和 年 月 日

様式第 1 号 (第 3 条関係)

松阪市長 竹上 真人 様
(市議会議長経由)

議員名

梁 龍

文 書 質 問 書

松阪市議会文書質問取扱要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり質問いたします。

記

1 質問件名

- ・コミュニティセンター条例の入場料徴収と営利目的の考え方について

2 質問内容

- ・条例中、最下段にある附則の別表第 2 (第 8 条関係) の備考 3 では、「入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める 2 倍の額とする。」とある。入場料を徴収することと営利目的の内容であることの、どちらかが該当すると使用料が 2 倍になるが、この条文となった理由と経緯を教えてください。特に、2 つの事柄を and ではなく or で記述した点について詳細をお願いします。

3 回答期限及びその理由

- ・5 月末まで
期日を設けないことで回答がないことを防ぐため。